

新興4か国の「新しい労働運動」

太田 仁志

はじめに

本書は南アフリカ、ブラジル、インド、中国の新興4か国の労働運動の動態を、「新しい労働運動」という視点で解明する試みである。その背景に、各国の今日の労働運動の理解には、それぞれの「新しい労働運動」への注目が不可欠であるという認識がある。「新しい労働運動」とは、各国それぞれの従来型の労働運動とは異なる性質を持つ労働運動である。したがって、何が従来型の労働運動で何が「新しい労働運動」なのか、国や時代によって異なる。ただし、それぞれの従来型の労働運動に共通する特性として、おもに第2次世界大戦後に多くの国々で展開された、運動の場は職場を中心とし、賃金や労働条件の改善、向上を主要な目的とする、労働組合が主導する労働運動であるとする事ができる。使用者との団体交渉や団体行動（労働争議など）が、目的を達成するための一般的、中心的手段である。労働運動では運動の主体が労働組合であるものは労働組合運動で、労働運動は労働組合運動を包含する運動である。したがって従来型の労働運動は、労働組合運動である。

これに対して「新しい労働運動」は、必ずしも従来型労働運動が持つ上記のような要素や特性だけで構成されているわけではない労働運動である。本書では各章、南アフリカ、ブラジル、インド、中国の新興4か国においてそれぞれ何が「新しい労働運動」かを明らかにしたうえで、その動態を検討している。ただし「新しい労働運動」を検討するといっても、「新しい労働運動」と従来型の労働運動

の関心には重なり合う部分もあり、「新しい労働運動」が従来型の労働運動に取って代わったということではない。

本書が「新しい労働運動」と括弧書きとするのは、必ずしも今現在新しいということではないからである。時間の経過とともに新しいもの、新しさは当然変わる。しかしこのことは、当時にして新しかったものがその後どのように変化し、また変容したか、そして今日どのような状況にあるかを理解することに意味がないということではない。本書が扱う新興4か国はいずれも、それぞれの「新しい労働運動」の台頭の時期を1970年代～1980年代に持つという共通点があり、そして各国の「新しい労働運動」は、時を経て変化を経験したり、成長／拡大または後退／縮小したりしている。「新しい労働運動」自体の変化もあるが、「新しい労働運動」よりもさらに新しい、「新しい『新しい労働運動』」が生まれているかもしれない。各国のそうした変化を押さえるのが本書の最大の目的である。

このような時間軸上の古さ・新しさという「新しい労働運動」の観点に加えて、本書では「新興国型の新しい労働運動」と「包摂・権利擁護型労働運動」(以下では順に「新興国型」、「包摂・権利擁護型」とすることがある)という2つの類型を「新しい労働運動」の視点として提示する。この視点は実際の労働運動の展開から導いたもので、前者の新興国型の新しい労働運動は、新興国の労働運動研究では極めて重要な、本書の出発点にもなっている労働運動であり、後者の包摂・権利擁護型労働運動は、今日の労働運動に求められる再活性化の文脈で論じられる労働運動である。したがって本書の「新しい労働運動」という視点は、時間軸上のものと型という2つの要素が構成している。これらについては第2節で改めて確認する。

本章の構成は次のとおりである。第1節では、統計資料を用いて各国の労働組合の組織化動向と労働運動の動向を示す1つの指標として、労働争議の動向を概略的に確認する。続く第2節では、「新しい労働運動」として、新興国型の新しい労働運動と包摂・権利擁護型労働運動という2つの視点を提示する。第3節で各章の要約をまとめる。なお、本書では労働運動を、取り組んでいる問題、問題解決へのアプローチ、労働者の組織化の方法、組織拡大の手法、また(組織の影響力を高めるための)組織化の枠組みを超えた活動などの諸側面からとらえている。

1 各国の組織化状況

新興4か国の「新しい労働運動」に関する議論の前に、各国の労働運動事情を把握すべく、統計から各国の労働組合の組織化状況と、労働運動の1つの指標として労働争議の動向を確認する。なお、序章最後の付図表において、4か国の社会経済指標をまとめた。

表序-1は国際労働機関（ILO）による統計「ILOSTAT」より、新興4か国を含む各国の労働組合組織率をまとめたものである。この労働組合組織率は原則として、労働組合員数を全被用者数で除して求められている。したがって分母には、たとえば自営業者は含まれない。表序-1によると、多くの国で2010～2016年の労働組合平均組織率（加算平均）は2004～2009年の平均組織率よりも低下していることが確認できる¹⁾。労働組合組織率の低下は、世界的傾向であることがわかる。またその低下は、相対的に組織化が難しい非正社員／非正規労働者（請負労働者、有期契約労働者、パートタイム／短時間労働者、臨時労働者など）や女性労働者の増加、サービス経済化の進展などが背景にある。表序-1で両期間ともに組織率が確認できる国のうち、中国の9%ポイント増という組織率上昇を上回るのはウルグアイ（12.5%ポイント増）だけである。

南アフリカ、ブラジル、インド、中国の新興4か国の労働組合組織率の推移をまとめたのが図序-1である。4か国のなかでは共産党関連組織である工会、つまり中国の労働組合の組織率が最も高く直近で44.9%（2015年）、ついで南アフリカが28.1%（2016年）、ブラジルが18.9%（2016年）、インドが12.8%（2011年）となっている。工会を他国と同じような労働組合とみなすか否かは議論が分かれるが、新興4か国では中国のみ、近年の組織化が進んでいることがわかる。南アフリカはいくぶん盛りかえしているように見受けられるものの、おおむね趨勢としては、労働組合組織率の停滞もしくは低下傾向が観察できる。ブラジルについては、労働組合費の強制徴収（労組納付金）が2018年から廃止されたことを受け、

1) 数値の期間の取り方が2004～2016年であるのは、出所元の掲載データの制約のためである。ここでは2000年（ゼロ年）代と2010年代の対比を視野に、2004～2009年および2010～2016年という括りにしている。

表序-1 各国の労働組合組織率

(%)

地域	国	2004~09 年平均	2010~16 年平均	データ直近年の 組織率(年)	地域	国	2004~09 年平均	2010~16 年平均	データ直近年の 組織率(年)
新興4か国	南アフリカ	-	28.9	28.1 (2016年)	米州	アメリカ	11.8	11.0	10.3 (2016年)
	ブラジル	18.6	17.7	18.9 (2016年)		カナダ	29.5	28.9	28.4 (2016年)
	インド	13.4	12.8	12.8 (2011年)		メキシコ	15.3	13.5	12.5 (2016年)
	中国	31.6	40.7	44.9 (2015年)		ベネズエラ	-	0.2	0.2 (2012年)
アジア	日本	18.4	17.7	17.3 (2016年)	コロンビア	9.8	9.6	9.5 (2016年)	
	韓国	10.2	10.0	10.1 (2015年)	ペルー	4.4	4.8	5.7 (2016年)	
	台湾	39.9	39.3	39.3 (2010年)	チリ	15.6	17.0	19.6 (2016年)	
	香港	22.7	24.9	26.1 (2016年)	パラグアイ	-	6.2	6.7 (2015年)	
	シンガポール	18.6	19.8	21.2 (2015年)	ウルグアイ	16.6	29.1	30.1 (2013年)	
	タイ	3.1	3.5	3.5 (2016年)	アルゼンチン	33.2	30.0	27.7 (2014年)	
	マレーシア	10.2	9.0	8.8 (2016年)	欧州	イギリス	28.1	25.4	23.5 (2016年)
	インドネシア	9.4	7.0	7.0 (2012年)		フランス	8.0	8.0	7.9 (2015年)
	フィリピン	11.1	8.6	8.7 (2014年)		ドイツ	20.3	18.0	17.0 (2016年)
	ベトナム	-	14.6	14.6 (2011年)		オランダ	20.1	18.4	17.3 (2016年)
	カンボジア	-	9.6	9.6 (2012年)		ベルギー	54.5	54.5	54.2 (2015年)
	ラオス	-	15.5	15.5 (2010年)		スイス	18.5	16.6	15.7 (2015年)
	ミャンマー	-	1.0	1.0 (2015年)		イタリア	33.6	35.8	34.4 (2016年)
スリランカ	-	14.9	15.3 (2016年)	スペイン		15.7	16.2	13.9 (2015年)	
パキスタン	6.1	-	5.6 (2008年)	ポルトガル		21.2	18.2	16.3 (2015年)	
アフリカ	チュニジア	-	20.4	20.4 (2011年)		ギリシャ	23.4	21.3	18.6 (2016年)
	セネガル	-	22.4	22.4 (2015年)	デンマーク	68.9	69.1	67.2 (2016年)	
	ウガンダ	1.5	-	1.5 (2005年)	ノルウェイ	53.7	52.8	52.5 (2015年)	
	タンザニア	-	29.7	24.3 (2015年)	スウェーデン	72.3	67.5	67.0 (2015年)	
	ザンビア	42.1	26.3	25.9 (2014年)	フィンランド	70.1	66.7	64.6 (2016年)	
	ジンバブエ	-	7.5	7.5 (2010年)	ポーランド	16.4	12.9	12.1 (2016年)	
オセアニア/中近東	オーストラリア	20.5	16.6	14.5 (2016年)	チェコ	18.1	13.6	10.5 (2016年)	
	ニュージーランド	21.6	19.7	17.9 (2015年)	スロバキア	19.9	13.2	11.2 (2015年)	
	イスラエル	-	26.5	28.0 (2016年)	ロシア	40.7	32.9	30.5 (2015年)	
	トルコ	-	7.4	8.2 (2016年)	ウクライナ	56.9	51.4	43.8 (2015年)	

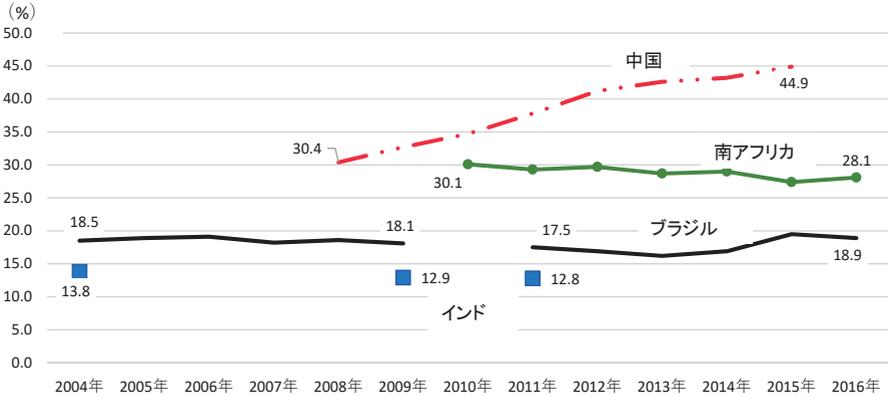
(出所) ILOの統計データベース「ILOSTAT」より筆者作成(2019年2月24日閲覧, ダウンロード)。

(注)(1)労働組合組織率は原則として、組合員数を全被用者数(したがって自営や失業者等は含まれない)で除して算出したものである。ただし各国の定義, また年次によって出所等が異なるため, 単純比較はできない。

(2)2004~09年および2010~16年の平均値は筆者算出による加算平均。

(3)「-」は数値の欠損。

図序-1 新興4か国の労働組合組織率



(出所) ILOの統計データベース「ILOSTAT」より筆者作成(2019年2月24日および2020年2月8日閲覧, ダウンロード)。

(注) (1)労働組合組織率は原則として、組合員数を全被用者数(したがって自営や失業者等は含まれない)で除して算出したものである。ただし各国の定義や年次によって出所等が異なるため、単純比較はできない。

(2)組織率が把握されている年次のみグラフにまとめている(インドは2004年, 2009年, 2011年のみ)。

組織率が低下している(第2章参照)。

ストライキや労働争議だけが労働運動ではないが、それらが労働運動に関する重要な指標であることは間違いない。表序-2は新興4か国の労働争議の推移である。中国の工会は建前としてはストライキを実施しないからだろうか、ILOの統計では中国の労働争議件数は確認できない。またインドについては、労働者のストライキと使用者によるロックアウトの合計件数であることに注意が必要である。このほか、本表には表注にあるような定義等のちがいがあり、本表から厳密な議論や比較を行うのは難しい。それでも同表によると、ブラジルはストライキが大幅な増加傾向にあるようである。直近の2012年は873件と極めて多い。南アフリカも、趨勢としてストライキ件数は増加している(2017年は132件)。これに対してインドでは、ストライキとロックアウトを合わせた労働争議ではあるが、南アフリカ、ブラジルと比較すると争議件数の減少は著しい(2016年は102件)。ちなみに日本の厚生労働省の発表によると、日本の争議件数(争議行為を伴う争

表序-2 各国の労働争議(ストライキ+ロックアウト)の発生件数

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
南アフリカ	-	-	-	-	51	74	67	99	114	88	110	-	132
	102	99	75	57	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブラジル	299	320	316	411	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	518	446	554	873	-	-	-	-	-
インド	-	-	-	-	391	429	-	-	-	287	150	102	-
	456	430	389	423	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(出所)図1に同じ。

(注) (1)中国のデータはない。

(2)ブラジル、南アフリカ、インドが2段にわたるのは、統計の出所が異なるためである。

(3)ブラジルはストライキのみの件数(2011~12年は統計の集計対象は家事労働者を除く被用者[employees]に限定)。

(4)インドは2005~2008年は政治ストライキと参加者10人未満のストライキを除くストライキとロックアウトの合計件数、2014~16年は参加者10人未満のストライキを除くストライキとロックアウトの合計件数。

(5)「-」は数値の欠損。

議件数)は2018年度は58件であった²⁾。

なお、表序-2で労働争議件数が未掲載の中国については、香港を拠点として中国の労働運動を支援する労働NGOの中国労働通信 (China Labour Bulletin: CLB) がそのウェブサイトで、ストライキをはじめとする労働者の争議行為を報じている³⁾。CLBの集計によると、2018年9月1日~2019年2月28日の半年間に、少なくとも700件はストライキが発生しているようである⁴⁾。

以上、本節では労働組合組織率と労働争議件数の推移より、新興4か国の労働運動の趨勢を確認した。次節では新興4か国の「新しい労働運動」の考察にあたり本書が用いるふたつの視点を提示する。

2) ただし2014年度は80件、2015年度は86件と若干多い。厚生労働省「平成30年労働争議統計調査の概況」第1表より (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/14-30-08.pdf>, 2020年2月15日閲覧)。

3) 英語サイトのURLは<https://clb.org.hk/>(2019年3月4日閲覧)。

4) 労働争議の地理的分布をまとめたCLBのサイト (URL: <https://maps.clb.org.hk/strikes/en#>) より関連ファイルをダウンロード (2019年3月3日)。

2 「新しい労働運動」という視点

「新しい労働運動」という語は、日常でも耳にし得る形容であり名詞である。しかし「はじめに」で述べたように、本書では「新しい労働運動」として、各国がまずそれぞれの労働運動の展開に照らして「新しい労働運動」を同定し、論じている。

また時間軸上という観点に加えて、序章では次の2つの時期の特定の労働運動に注目する。1つ目は、いくつかの新興諸国における1970年代～1980年代の労働運動である。これは新興国の労働運動研究では無視することができない重要な、本書の出発点にもなっている労働運動でもある。2つ目は、1990年代以降のとくに先進諸国における労働運動の再活性化、再生という文脈での労働運動である。これは各国で今日展開されている労働運動にも反映されていたり、今後のあるべき労働運動の構想にとっても示唆に富むものと考えられている。以下順に概観する。

2-1. 新興諸国における1970年代～1980年代の「新しい労働運動」

1つ目の「新しい労働運動」は、いくつかの新興諸国における1970年代～1980年代の労働運動である。労働運動研究では1990年代に入り、1970年代～1980年代の当時の「第三世界」、とくにブラジル、南アフリカ、フィリピン、韓国の労働運動を指して、「新しい労働運動」と表したものがあある (Scipes 1992)。これらの「新しい労働運動」は労働組合が主導した労働組合運動で、各国の研究いずれでも、その労働組合運動が「社会運動ユニオニズム」(Social Movement Unionism: SMU)⁵⁾ として論じられた (Moody 1997; Scipes 1992; Seidman 1994; Waterman 1993)。

5) ユニオニズム ([trade] unionism) は「(労働) 組合主義」と訳される。ユニオニズムは、労働運動に関する主義／思想として労働組合を重視するもので、(何らかの) 主義に基づく、労働組合のあり方や労働組合が主導する運動のあり方を指す。ただし、(あり方だけでなく) 労働組合運動そのものを指すこともある。

この「新しい労働運動」(したがってこの時期の社会運動ユニオニズム)⁶⁾は、おおよ次のようにまとめられる。急速に工業化が進んでいく1970年代以降のいくつかの新興国では、賃金等の労働条件の改善、向上をめざすだけでなく、社会変革をも視野に入れた、闘争的(militant)な労働運動が労働組合によって展開された。またその労働運動は、権威主義的体制への抵抗という側面も有していたこともあり(Seidman 1994)、それは労働運動研究者にとっては、開発途上にあり、また民主化が十分に根づいていない「第三世界」における、(西側)先進国の労資和解下の労働運動(新川・篠田 2009)とは質的に異なった「新しい労働運動」であったともいえる⁷⁾。労働組合は目的の達成のために、地域社会／コミュニティでの支持の獲得を視野に入れ、労働運動を展開した。

具体的な例として、本書でも第1章で論ずる南アフリカと、フィリピンの2つの事例からこの時期の「新しい労働運動」を確認しよう。両国ともにその研究では、「新しい労働運動」ではなく社会運動ユニオニズムという用語を用いて労働運動が論じられている。南アフリカの「新しい労働運動」／社会運動ユニオニズムとして論じられた労働運動は、1985年に南アフリカ労働組合会議(Congress of South African Trade Unions: COSATU)が結成されるまでの流れに連なる労働組合、そして結成後のCOSATUが主導した運動を指した。南アフリカのこの労働運動は、白人層が非白人層を差別し人種隔離したアパルトヘイト体制を打倒するのに重要な役割を果たしている。COSATUは白人支配に対抗するためには工場での闘争にとどまっていたは不可能であると認識し、黒人居住区というコミュニティにおいて、若者や学生などの反体制運動との協働という手段を取った(Ramaswamy 2002)。また職場の外にある労働者の住居や医療、教育、水道といった生活環境をめぐる闘争を通じて、労働組合は地域コミュニティとの共闘を実現させた(Seidman 1994)。

フィリピンの「新しい労働運動」／社会運動ユニオニズムとして論じられた労

6) 正確には、「この時期の社会運動ユニオニズムとして論じられた労働運動」とするべきである。

7) 今日のグローバル資本主義の進展のもとで展開される「新しい国際労働研究」(Waterman 2012)は、元をたどるとこの時期の途上国の労働運動研究、正確には1970年代～1980年代の途上国の労働運動を論ずる際の視角であった「社会運動ユニオニズム」に連なっている。ただし、新しい国際労働研究で論じられている社会運動ユニオニズムには、その有効性への批判もある(Rahmand and Langford 2010; 権 2005)。

働運動は、抑圧的なマルコス政権下の1980年に結成された「5月1日運動」(Kilusang Mayo Uno: KMU)が主導した労働運動に代表される。KMUは自らを「真の、闘争的な、そしてナショナリストの」労働組合とみなしている(Ramaswamy 2002)⁸⁾。KMUは、一般にフィリピンでは闘争的左派と目される「新しい労働運動」/社会運動ユニオニズムを展開した労働組合のなかでも、最も過激で闘争的な運動スタイルを採用した組織であった。得意としたのは「Welgang Bayan」(和訳は「人民ストライキ」。街頭レファレンダムとも呼ばれるゼネスト (Aganon, Serrano and Certeza 2009))の実施である。また農民や漁民、公共交通運転手、失業者、都市貧困層といった他の社会集団と同盟を組み、適切な物価政策を求めると、フィリピンのすべての労働者に資するような要求を掲げることに力点を置いた。実際、KMUが重視したのはコミュニティ集団や社会グループとの同盟である。これはKMUのキャンペーンやストライキをより効果的にするのに不可欠であった(Ramaswamy 2002; Aganon, Serrano and Certeza 2009)。

以上の例が示すような、1970年代～1980年代にいくつかの新興国で展開された闘争的な、権威主義的体制への抵抗をも視野に入れた労働運動が1つ目の「新しい労働運動」である。そこではコミュニティとのかかわりも重視された。新興諸国の労働運動研究および労働運動史では、その意義の観点から重要な労働運動である。

2-2. 労働運動再活性化の取組みとしての「新しい労働運動」

1つ目の「新しい労働運動」が1970年代～1980年代の新興諸国を舞台にしたものであったのに対し、本章が2つ目の「新しい労働運動」とする労働運動は、1990年代以降のとくに先進諸国の労働運動の再活性化、再生の取組みに関するものである⁹⁾。具体的には、アメリカの労働組合の全国中央組織であるアメリカ労

8) 「真の」は、労働組合が組合員に責任を持ちまた外部支配を排除すること、そして労働者階級のために政治的社会的問題にも関心を払うことを指す。「闘争的」は、抑圧に対するのに必要となるものである。「ナショナリスト」は、フィリピン国民のための運動を実施するということだが、米軍基地の存在やフィリピンの軍事拠点化にも反対運動を繰り広げるなど、反米運動を担う側面もあった。

9) 労働運動の再活性化に関心が持たれていたのは先進国だけではない(Ramaswamy 2002)。

働総同盟・産別会議 (American Federation of Labor and Congress of Industrial Organizations: AFL-CIO) の1990年代の取組みや行動方針などをめぐって、それを「新しい労働運動」と表したものがあある (Brecher and Costello 1996; Mantsios 1998)¹⁰⁾。

アメリカでは1990年代までに、労働運動が大きく守勢に追い込まれていた。それは1980年代以降進展する経済のグローバル化とともに、新自由主義政策を掲げる当時のレーガン政権による航空管制官ストライキの粉碎や国際競争激化を理由とする自動車産業での労働条件引き下げなどを皮切りに、政府や経営者側が反労働組合攻勢を強めたこと、また製造業の海外移転による産業の空洞化が進展していったことが原因である (篠田 2009, 81)。労働運動の低迷という状況を打破すべく、アメリカ最大の労働組合全国中央組織であるAFL-CIOではジョン・スウィーニーを中心とする改革派「ニュー・ヴォイス」(新しい声) が1995年の全国大会で執行部として選出され、労働運動の再活性化に取り組むこととなった (Mantsios 1998)。その取組みは、組織化が相対的に進んでいなかった女性やマイノリティの労働組合参加を促すにとどまらず、執行委員会の増員とマイノリティの優先補充、大学生への労働組合参加機会の提供、組織化委員会の設置、アメリカ南部での組織化計画、経済社会正義指向の労働組合員教育、公共事業等での生活賃金保障運動、地域協議会と地域活動の活性化や勤労者住居組織の創設などを促進することからなる。反グローバリズム運動への参画等を含めて、労働運動を社会に開くべく改革に取り組んだ (篠田 2009, 83)¹¹⁾。

このAFL-CIO主導の「新しい労働運動」とは別に、1990年代に入ってアメリ

10) この「新しい労働運動」に連なる取組みの一部は、AFL-CIO傘下の国際サービス従業員組合 (Service Employees International Union: SEIU) (の前身組織) などで1970年代あたりから行われている。高須 (2005) は1980年代終盤以降のそれらの取組みを「新しい労働運動」と形容している。なお、1980年以降に10年以上にわたってSEIUで会長を務めたのが、後出のジョン・スウィーニーである。

11) ただし、AFL-CIOが進めたこの「新しい労働運動」がアメリカの労働運動の再活性化、再生を大きくもたらしたかという点、否定的にならざるを得ない。それはその後の労働組合組織率の低下 (表序-1参照) から明らかで、またAFL-CIO自身が2000年代以降に、運動方針のちがいがから傘下の主要労働組合の脱退などの混乱に見舞われている。それでも、マイノリティや移民労働者の組織化、また地域コミュニティでの労働者の組織化といった取組みは、今日も労働運動の再活性化に重要なことと認識され、AFL-CIOも引き続き取り組んでいる (Zweig 2014)。AFL-CIOの今日の取組みについては山崎 (2015) 参照。

カでは、労働組合ではないNGOによる労働運動も注目されている。その代表が1970年代終盤に誕生したワーカーセンターで、1990年代以降アメリカの各地で結成が進み始めた (Fine 2006)¹²⁾。ワーカーセンターは地域コミュニティに基盤をおく、移民労働者／移住労働者 (マイノリティ労働者) を中心とする低賃金労働者を支援し、また低賃金労働者を組織する仲介組織である。今日のワーカーセンターは、レストラン従業員、家内労働従事者 (家政婦、ベビーシッターなど)、タクシー運転手、日雇い労働者などの職業を基盤としたものと、所属する教会居住地域、出身国を基盤としたものの2つに分類できる (山崎 2012)。ワーカーセンターが行うのは、不払い賃金の獲得への法律・司法面でのサポートなどの低賃金労働者へのサービスの供与、労働者権利の拡充をめざす労働法改正へのロビーイング活動などのアドヴォカシー (擁護)、そして組織化である (Fine 2006, 2)¹³⁾。こうしたワーカーセンターの取組みも、「はじめに」で記したような従来型の労働運動ではないという意味で、「新しい労働運動」とすることができる。

ところで、このような1990年代あたり以降のアメリカの「新しい労働運動」およびそのあり方や取組みは、使用者との団体交渉を通じて賃金や労働時間などの労働条件の改善、向上を図るといふ、今もアメリカで主流の労働運動のあり方であるビジネス・ユニオニズムと対比されて、社会運動ユニオニズムとして議論されてきた¹⁴⁾ (Brecher and Costello 1996; Turner and Hurd 2001; 高須 2005)。ワーカーセンターについても、労働組合ではないものの、社会運動ユニオニズムの新しい形態 (Garcia 2019) という位置づけである。ここからアメリカの社

12) ワーカーセンターが労働組合ではなくNGOである一因に、アメリカの労使関係を規定する法制度がある。詳細については遠藤(2012) 参照。

13) 低賃金労働者へのサービスの供与は、英語教育や労働者の権利に関する教育、医療機関や銀行口座、またローンへのアクセスの仲介などを含む。アドヴォカシー(擁護)はこの他、低賃金産業の実態調査とその公開、政府機関と協力しながらのモニタリングや苦情処理手続きの改善、法令に違反する使用者に対する訴訟の提起、などである。組織化には、労働者自らが経済的また政治的な望みを実現するために行動を起こすようになるよう、リーダーシップ教育を行うことも含まれている (Fine 2006)。

14) アメリカのユニオニズム(組合主義、注5) 参照) について、1930年代にアメリカで展開された労働運動は、社会運動ユニオニズムであったと位置づけられている (Turner and Hurd 2001)。その社会運動ユニオニズムが1950年代～1980年代はビジネス・ユニオニズムに取って代われ、しかし労働運動の再活性化には社会運動ユニオニズムが必要であるとして、改めて注目されたということである。

会運動ユニオニズムを、社会正義の実現 (Scipes 2014) をめざして、マイノリティや移民労働者などの未組織労働者の組織化や、労働組合員の積極的なかわりを促すような労働運動を展開する (Turner and Hurd 2001), また地域コミュニティでの人々とのかわりを重視する指向を持つ運動として定義できる¹⁵⁾。

日本、そして他の先進国についても、労働組合運動の再活性化、再生に、このような社会運動ユニオニズムが鍵になるという視座がある (新川・篠田 2009)。またアメリカのワーカーセンターのように、労働組合ではないNGOなどの労働者組織とそれらの組織による取組みは日本でも注目され、また限定的ではあるが進みつつある (遠藤 2012)。戦後日本の労働運動に照らすと、日本の労働組合は企業に雇用される正社員によって組織された企業別労働組合が中心であり、その主たる関心は長らく、正社員の賃金や労働時間などの労働条件の改善、向上であった。今日ではパートタイマーなど非正社員の組織化は進みつつあるとはいえ、日本の労働運動は正社員による正社員のためのものであったといえる。しかし正社員のための取組みから取り残されてきた、排除された労働者の権利擁護 (遠藤 2012) は、日本の労働運動が今後いっそう取り組むべき課題である。どのような呼称を当てはめるかはともかくも、アメリカで1990年代以降に議論が展開されてきた社会運動ユニオニズムの考え方は、日本の労働運動の展開に部分的ではあれ適用できることだけはいえよう¹⁶⁾。

2-3. 「新興国型の新しい労働運動」と「包摂・権利擁護型労働運動」

前項まで、1970年代～1980年代の新興諸国における労働運動と、1990年代以降のアメリカの労働運動のあり方をみてきた。両者はそれぞれ従来型の労働運動とは異なる指向と特性を持つ、ともに「新しい労働運動」と形容された労働運

15) 高須(2005) ではアメリカの社会運動ユニオニズムを「自らを社会運動と位置づけなおし、ビジネス・ユニオニズムの運動領域を超える社会運動の領域への指向性を持ち、社会運動の方法を採用し、展開する労働運動」と定義する。社会運動ユニオニズムの定義は論者によって異なる。

16) 日本の社会運動ユニオニズムとその関連研究は、日本の労働組合や労働運動との比較可能性の観点からか、先進国の社会運動ユニオニズムへの関心が強い(新川・篠田 2009; 山田 2014)。ただし新川・篠田(2009) は1980年代の韓国の労働運動を、また遠藤(2012) は新しい労働組織の観点から韓国に加えて、中国の草の根労働NGOについて論じている(澤田 2012)。

動であった。この2つの「新しい労働運動」は、特定の国／地域における特定の時期に観察される、歴史上の出来事である。そこでその特性を抽出して、「新しい労働運動」を次の2つに分類する。

1つ目の「新しい労働運動」は、1970年代～1980年代のいくつかの新興国における労働運動を出自とする、開発や経済発展のあり方を問う、また権威主義(的)もしくは非民主主義的な体制や慣行の打破をめざす方向に振れ、したがって闘争的であったという特性を有する労働運動である。新興国で起こった従来型とは異なるこのような労働運動を、本書では「新興国型の新しい労働運動」とする。

もう1つの「新しい労働運動」は、組織化に労働組合の関心が従来向かわなかった労働者やマイノリティ、また排除された労働者の組織化や権利擁護、社会正義の実現に取り組む、労働組合および必ずしも労働組合という形態を取らない組織(労働問題に特化したNGO[非政府組織]や財団など)、そして弁護士や活動家という個人が主導する労働運動である。本書ではこの「新しい労働運動」を、「包摂・権利擁護型労働運動」とする。「包摂・権利擁護型」は(運動の主体よりも)権利擁護や社会正義の実現という目的から判断する定義である。呼称や名称はともかくも、包摂・権利擁護型とみなすことができる労働運動は今日、先進国だけでなく国際的に認識、議論される労働運動の潮流でもある¹⁷⁾。

そして、新興国型の新しい労働運動と包摂・権利擁護型労働運動の両者に共通しているのが、労働運動の展開における、労働組合ではない他の社会グループやコミュニティ組織等との協働やネットワーク形成の重要性である。

ここで、次の点を補足する。本章はここまで、「新しい労働運動」と並んで社会運動ユニオニズムという用語そして概念に何度かふれた。本書が後者の社会運動ユニオニズムを分析の視座としないのは、本節でもみてきたように、社会運動ユニオニズムという同一の用語が異なった時代と場所(国)、また異なった様

17) たとえば、働く貧困層(とくに女性)が生活していけるように労働者の地位や能力の向上に取り組む、労働組合や生活協同組合などの組織(組織メンバーと呼ばれる)および研究者や開発専門家といった個人(同個人メンバー)の国際的なネットワークとして、1997年設立の「非公式経済のなかの女性:国際化と組織化」(Women in Informal Employment: Globalizing and Organizing: WIEGO)がある。その取組みから、WIEGOは本書が定義する包摂・権利擁護型労働運動を展開する組織と考えることができる。WIEGOのネットワークは今日、40か国以上をカバーしている(WIEGOウェブサイト参照。https://www.wiego.org/, 2020年9月11日閲覧)。

態の労働運動の把握や分析に用いられているからである (Holdt 2002; 権 2005; Scipes 2014)。このような異なる文脈における異なる定義が混在する概念を用いた議論は、混乱を招きかねない。また、ユニオニズムは一般に (労働) 組合主義と訳されるとおり (注5) 参照), 社会運動ユニオニズムの議論は、労働組合の存在を前提とするとみるべきである。しかし今日、排除された労働者の権利擁護や労働運動を通じて社会正義の実現に取り組んでいるのは、労働組合だけではない。そして本書が扱うインド (第3章) や中国 (第4章) のように、NGOが労働運動に一定あるいは大きな役割を果たしている国の分析においては、ユニオニズムという視点では議論の射程が狭くなってしまい、適合しない。本書の視座「新しい労働運動」は、社会運動ユニオニズムよりも広い範囲を議論の射程に入れるものである。

以上、本書では時間軸上の古さ・新しさからの観点、すなわち各国労働運動の史的展開を踏まえながら、「新しい労働運動」には新興国型と包摂・権利擁護型の2つがあるという視角を用い、新興4か国の「新しい労働運動」の動態を明らかにする。次節では新興4か国のそれぞれの「新しい労働運動」を要約し、異同をみる。

3

新興4か国の「新しい労働運動」 ——各章の要約と労働運動の異同——

3-1. 検討対象国の選定と各章の要約

本書の最大の目的は、新興4か国の「新しい労働運動」が何か、どのような展開をみせているかを明らかにすることにある。それは「はじめに」で述べたように、各国の今日の労働運動を理解するには、それぞれの「新しい労働運動」への注目が不可欠であるという認識に基づく。

検討する4か国の選定にあたっては、つぎの2点を勘案した。第1に、前節で提示した「新興国型の新しい労働運動」を展開した新興国のなかから、対象を選定することである。本書の主眼は新興国の労働運動の実態分析にあるので、この視点は外すことができない。ここでは新興国型の新しい労働運動に注目した最初期

かつ代表的な研究書であるSeidman(1994) にならい、南アフリカとブラジルの2か国を検討することとした¹⁸⁾。南アフリカとブラジルは、1970年代～1980年代の労働運動、すなわち「新しい労働運動」の動態には大きな関心が払われたが、その後についてはとくに日本ではあまり論じられていない。新興国型の新しい労働運動がその後どのような展開をみせ、今日どのような状況にあるか、その動態を明らかにする必要がある。

第2に、新興国型の新しい労働運動にあてはまらない労働運動が展開されてきた、あるいはそう考えられている新興国を選定することである。このような対置により、新興国の「新しい労働運動」の多様な側面を論ずることが可能になると見込まれる。ここでは新興国型の対象国と同じく、2か国をとりあげることとし、人口規模、したがって労働力人口の規模で世界第1、2位を占め、経済をはじめ国際的な注目度が高いインドと中国を選定した。

このように対象国を選定したものの、労働運動はその国固有の歴史的、制度的、文化的要因を反映させるものである。また、本書のように取り上げる事例数が少なく、かつ多様な経済社会背景をもつ国々を対象として行う国際比較からは、一般化を試みることは難しい。本書ではこの固有性／多様性という理由により、各国の「新しい労働運動」の議論でどこに重点をおくかも、各章に委ねている。以下、各章を要約する。

第1章は南アフリカの「新しい労働運動」である。本章では、1970年代～1980年代に新興国で起こった「新しい労働運動」の代表例である南アフリカの労働組合運動が、民主化を達成した後、どのような展開を遂げているのかが論じられる。筆者は、「新しい労働運動」の担い手であったCOSATUが民主化後に政権与党アフリカ民族会議（African National Congress: ANC）と同盟関係を結んだことにより、社会的対話の場が制度化され、その場での政府や経営者代表との交渉を通じて、労働者と労働組合の権利を保護する労働法制が整備されたことを、「新しい労働運動」の成果として評価する。しかしその一方で、多くの労働

18) 補足すると、新興国型の新しい労働運動を展開した韓国とフィリピンについて、韓国は今日すでに新興国ではなく先進国であること、また、フィリピンはKMUに代表される「新しい労働運動」(社会運動ユニオニズム)の検討を当初企図したが、本書ではかなわなかった。フィリピンの「新しい労働運動」の検討はつぎの機会に譲る。

組合運動家が国会議員や官僚に転身し、労働組合組織が弱体化するとともに、労働組合の指導部と一般の労働者のあいだで乖離が生じている現状を問題視する。COSATUを中心に展開されてきた南アフリカの労働運動はまた、さまざまな産業において労働市場の柔軟化が進み、従来、労働組合が主たる対象とはしてこなかった非正規労働者が増加するなかで、代表性と正統性の危機にも直面している。このような変化に対して労働組合が有効な手立てを講じ切れていない一方で、労働組合に組織化されていない労働者による新しい労働運動が出現しつつあることも指摘している。

第2章はブラジルの「新しい労働運動」である。1970年代後半から1980年代前半にかけてのブラジルでは、労働組合は軍政下で禁止されたストライキを断行するだけでなく、政党や社会運動と共闘し民主化要求運動の重要な担い手となった。労働組合本来の活動の範囲を超え、軍政から民政への国の体制変換に関与した当時のブラジルの労働運動は「新しい労働組合主義」と称される。本章では、この「新しい労働組合主義」から誕生したブラジル中央統一労働組合（Central Única dos Trabalhadores: CUT）に焦点を当て、CUTが1985年の民政移行後どのような変遷を辿り、現在どのような状況に置かれているかを明らかにしている。その際、1990年代の経済の安定と新自由主義化、CUTが支持する左派政党の2003年の政権誕生および改革と汚職、労働組合に重要な財源喪失と敵対的な右派政権の発足という、組合の様態に関連するブラジルの政治経済社会的な変化に注目している。そしてこれらに対してCUTは、活動の量質的な変化を遂げ、賃金や労働条件の改善だけでなく労働者全体の福祉の向上をめざすよう方向転換を行い、また組織分裂などを経て、現在は苦境に立たされている状況を明らかにしている。

第3章はインドの「新しい労働運動」をみる。本章では、政党に従属しない独立系労働組合による労働運動と包摂・権利擁護型労働運動の2つをインドの「新しい労働運動」と特定し、その動態を論じている。インドの「新しい労働運動」は、新興国型の新しい労働運動と同じく1970（～1980）年代に顕在化した一方で、民主主義体制内のものであった点で、南アフリカやブラジルの「新しい労働運動」と異なる。独立系労働組合運動として注目した「新しい労働組合イニシアティブ」（New Trade Union Initiative: NTUI）は、特定の政治思想にとらわれず、幅広

い思想を持つ労働組合を集結させることで、既存の労働組合の中央組織にはない運動の可能性を広げている。ただし、組織規模の面で政党系労働組合に及んでいない。他方インドの包摂・権利擁護型労働運動は、インドが経済と社会の発展をめざしていくなかで、社会が抱える、またインド特有の階層、出自、性別などに関する差別や不平等という、根深い問題に向き合っている。本章の考察では、運動の展開に民主的な手続きをとることが必須と思われる包摂・権利擁護型労働運動においては、運動を展開する組織が外部からの独立性を確保していること、また運動が参加者の考えや意見を反映したものであることが、経済と社会の発展をめざす過程ではよりいっそう重要であるとしている。

第4章は中国の「新しい労働運動」である。本章では中国が1989年の天安門事件前後（第Ⅰ期）と1990年代以降現在に至るまでの時期（第Ⅱ期）に経験した、2つの「新しい労働運動」に注目している。工会と呼ばれる官製の労働組合組織は、建国以前から労働者を動員、利用することに主眼をおき、労働運動を抑え込んできた。したがって、労働者による自発的な労働運動であるというのが中国の「新しい労働運動」の特性である。「新しい労働運動」の主体については、天安門事件から派生して起きた第Ⅰ期の運動の主体が公有制企業に雇用された正規の労働者で都市住民であったのに対し、第Ⅱ期の運動の主体は農村出身の農民工である。また、第Ⅰ期の「新しい労働運動」は、天安門事件が生み出したものだったとみることができることから、新興国型の新しい労働運動の類型だったとみられる。それに対して第Ⅱ期は、主として臨時工／非正規労働者として雇用される、そして都市に居住しながらも都市戸籍を得られないために、都市住民と同様の社会保障や行政サービスを受けない農民工が運動の中心にある。排除された労働者としての農民工の普遍的な権利を求める運動という意味で、第Ⅱ期の「新しい労働運動」は、包摂・権利擁護型労働運動である。この第Ⅱ期の労働運動には、第Ⅰ期の天安門事件の流れを汲む運動と、その後の経済状況のなかから出てきた農民工自身による運動とがある。異なる時代的背景のなかで起きた中国の2つの「新しい労働運動」に、継続性をみることができるとしている。

3-2. 各国の「新しい労働運動」の異同

本書は各国の「新しい労働運動」がどのように展開し、また現在どのような状

況にあるかという実態分析が目的であり、理論面には大きな関心を払っていない。労働運動に関する理論は、その理解に不可欠で、まためざすべき運動の指針を提示するという意味でも大きな意義があることはいうまでもない。しかし他方で、実際の労働運動を正確に理解することで、帰納的に労働運動を分類し考察することも無意味ではないと考えられる。わずか4か国を検討するにすぎない本書ではその作業は行わないが、新興4か国の「新しい労働運動」には、次の異同が指摘できる。

第1に、1970年代～1980年代という新興国型の新しい労働運動の台頭期に、インドおよび中国でもそれぞれの「新しい労働運動」の台頭がみられた。インドと中国の両国の労働運動は、本書が南アフリカとブラジルの「新しい労働運動」をみるように、1970年代～1980年代からのつながりを意識して体系的に論じられてこなかった。史的展開を考察の視野に入れると、両国ともに1970年代～1980年代の「新しい労働運動」が今日に大きく、あるいは部分的にはあれ、連なっていることが明らかになる。

第2に、南アフリカではCOSATUが、ブラジルではCUTが、1990年代以降に政権与党との強い協力関係を構築する、あるいは政権運営の一翼を担うもしくは一部に組み込まれるという、広い意味でコーポラティズム型 (Schmitter 1974) に分類できる労働運動がそれぞれ展開された (Hayter and Lee 2018)。これに対してインドと中国の「新しい労働運動」はコーポラティズム型ではなく、政権に与しない、政権への従属を否定する労働運動として展開されている¹⁹⁾。

第3に、第2の点とも関連するが、コーポラティズム型の「新しい労働運動」が展開された南アフリカとブラジルでは、もともと、そして今日も、労働組合員の多くが正社員／正規労働者である。それに対してインドと中国については、インドがいわゆる「会社勤めの正社員」の枠組みに収まらない労働者（請負労働者、自営者など）の組織化を、また中国ではとくに第Ⅱ期の「新しい労働運動」では出稼ぎの臨時工（農民工）の組織化を、それぞれ労働運動の大きな基盤とする。すなわち、いずれも労働者分類でみた規模に比べて社会的な立場および発言力が

19) ただし南アフリカおよびブラジルと異なり、同じく新興国型の新しい労働運動の代表格であるフィリピンで展開された「新しい労働運動」(2-1.項参照)は、コーポラティズム型ではなく、インドと中国の「新しい労働運動」と同じく、政権に組み込まれていない。

はるかに小さい労働者が、インドと中国の「新しい労働運動」の重要な位置づけにある。南アフリカとブラジルの「新しい労働運動」が今日、非正規労働者の組織化を軽視しているわけではない。それでも、本書でみる「新しい労働運動」に限定すると、南アフリカ・ブラジルとインド・中国の差異として、組織する労働者の就労上、就業上の立場のちがいをみることができそうである。

第4に、ブラジルの「新しい労働運動」は急速に進む工業化に伴う階級闘争的な位置づけが、当初はより重要であったと考えられる。それに対して、南アフリカでは人種、インドでは出自や性別、そして中国では戸籍という、階級闘争の範疇に収まらない要因に基づく身分制的な要素のかかわりが、各国の「新しい労働運動」に認められる。

第5に、「新しい労働運動」は4か国いずれの国でも、何らかの運動の分裂を経験している、もしくは分裂と関連している。一般論としては、労働運動の分裂に労働運動の新しい胎動をみることができる。一方で、労働組合そして労働運動の分裂は、労働運動の影響力を弱める方向に働く。このことから、「新しい労働運動」が持続的なものとなるには、分裂をいかに食い止めるかが1つの鍵であると思われる。また、インドと中国の包摂・権利擁護型労働運動が示唆するのは、労働組合員ではない社会運動家や弁護士といった個人のイニシアティブが、運動に大きく影響を及ぼす点である。これは分裂の如何とは関係ない。しかし他方で、従来型の労働運動が取り組んでこなかった領域を扱う包摂・権利擁護型労働運動は、従来型の労働運動からの分裂としても議論できるかもしれない。労働運動の分裂に、労働組合にとって重要な組織の自主独立性や代表性の問題はどのようにかわるか、組織内では民主的な意思決定が行われているかなど、本書では労働運動の分裂について掘り下げた考察は行っていない。その考察は今後の課題である。

以上、各章の論点を概観し、また新興4か国の「新しい労働運動」の異同をみた。論文、単行書ともに、新興諸国において展開された個別の労働運動を論ずる文献は枚挙に暇がない一方で、新興国の労働運動それ自体を対象として複数国をとり

あげる研究は、近年はあまり多くない²⁰⁾。本書が扱う新興4か国は、ロシアを除くBRICSを構成する国々でもある。とりわけ経済や政治に関心が向きがちななかで、B(r)ICSの枠組みではあまり論じられていない労働運動に関する比較研究には一定の意義を見出すことができると考える。

[参考文献]

〈日本語文献〉

- 遠藤公嗣編著 2012.『個人加盟ユニオンと労働NPO——排除された労働者の権利擁護』ミネルヴァ書房。
- 権蕙洵 2005.「韓国の社会運動的労働運動の過去と現在（上）(下)」『大原社会問題研究所雑誌』(564): 17-28, (565): 32-40.
- 澤田ゆかり 2012.「中国における『工会』と草の根労働NGOの変容——農民工の権益保護をめぐる」遠藤公嗣編著『個人加盟ユニオンと労働NPO——排除された労働者の権利擁護』ミネルヴァ書房。209-242.
- 篠田徹 2009.「現代アメリカ労働運動の歴史的課題——未完の階級的人種交叉連合」新川敏光・篠田徹編『労働と福祉国家の可能性』ミネルヴァ書房。81-96.
- 新川敏光・篠田徹編 2009.『労働と福祉国家の可能性』ミネルヴァ書房。
- 高須裕彦 2005.「アメリカの社会運動ユニオニズム——ロサンゼルス of 新しい労働運動に見る」『大原社会問題研究所雑誌』(562・563): 29-48.
- 山崎憲 2012.「アメリカの新しい労働組織が担う貧困・格差問題解決における役割」『貧困研究』(8): 49-59.
- 2015.「労使関係システムの再編成と新しい労働組織——アメリカの経験から」『日本労働社会学会年報』(26): 52-70.
- 山田信行 2014.『社会運動ユニオニズム——グローバル化と労働運動の再生』ミネルヴァ書房。

20) 労使関係制度や労働政治など、別の研究主題のもとで(各国の)労働運動が論じられることは少なくない。たとえば近年では、Mosoetsa and Williams (2012) が新興国/途上国の注目すべき労働運動を、搾取と周縁化への戦い、政治運動と労働組合、そしてワーカー・オルタナティブという3部構成で、個別事例をとりあげる形で論じている。またHayter and Lee(2018) は、インド、南アフリカ、ブラジル、中国、そしてトルコの労使関係を、包摂的成長または包摂という観点でまとめている。また、2000年(ゼロ年)代前半に、これらの国々で山猫ストが発生したことに注目し、制度化された労使紛争処理システムの機能不全の如何や労使関係が経済発展にどのような影響を及ぼすかを検討した。同書は、先進国と同じくいずれの新興国でも労使関係は重要であること、他方、新興国経済や同労働市場における高い非公式性や、遅いもしくは限定的な産業発展の結果、先進国とは異なる労使関係のパターンが生まれていること、そして、革新的で実効性ある労働者保護には、社会的対話および団体交渉が重要であること、といった諸点を指摘する。

〈外国語文献〉

- Aganon, Marie E., Melisa R. Serrano and Ramon A. Certeza 2009. *Union Revitalization and Social Movement Unionism in the Philippines: A Handbook*. Friedrich Ebert Stiftung and U.P. School of Labor and Industrial Relations.
- Brecher, Jeremy and Tim Costello 1996. "A 'New Labor Movement' in the Shell of the Old?" *Labor Research Review* 1 (24): Article 9.
- Fine, Janice 2006. *Worker Centers: Organizing Communities at the Edge of the Dream*. ILR Press.
- Garcia, Ruben J. 2019. "Politically Engaged Unionism: The Culinary Workers Union in Las Vegas." In *The Cambridge Handbook of U.S. Labor Law for the Twenty-First Century*, edited by Richard Bales and Charlotte Garden. Cambridge: Cambridge University Press. 373-380.
- Hayter, Susan and Chang-Hee Lee eds. 2018. *Industrial Relations in Emerging Economies: The Quest for Inclusive Development*. Cheltenham: Edward Elgar Publishing/International Labour Organization.
- Holdt, Karl von 2002. "Social Movement Unionism: The Case of South Africa." *Work, Employment and Society* 16(2): 283-304.
- Mantsios, Gregory ed. 1998. *A New Labor Movement for the New Century*. New York: Monthly Review Press.
- Moody, Kim 1997. *Workers in a Lean World: Unions in the International Economy*. London and New York: Verso.
- Mosoetsa, Sarah and Michelle Williams eds. 2012. *Labour in the Global South: Challenges and Alternatives for Workers*. Geneva: International Labour Office.
- Rahman, Zia and Tom Langford 2010. "The Limitations of Global Social Movement Unionism as an Emancipatory Labour Strategy in Majority World Countries." *Socialist Studies: The Journal of the Society for Socialist Studies* 6(1) Spring: 45-64.
- Ramaswamy, E.A. 2002. *Managing Human Resources: A Contemporary Text*. New Delhi: Oxford University Press.
- Scipes, Kim 1992. "Understanding the New Labor Movements in the 'Third World': The Emergence of Social Movement Unionism." *Critical Sociology* 19(2) : 81-101 (http://labournet.de/diskussion/gewerkschaft/smu/The_New_Unions_Crit_Soc.htm [Incorrectly dated June 5, 2003, 2019年3月13日最終閲覧]).
- 2014. "Social Movement Unionism or Social Justice Unionism? Disentangling Theoretical Confusion within the Global Labor Movement." *Class, Race and Corporate Power* 2(3) : Article 9.
- Seidman, Gay W. 1994. *Manufacturing Militance: Workers' Movements in Brazil and South Africa, 1970-1985*. Berkeley: University of California Press.
- Schmitter, Philippe C. 1974. "Still the Century of Corporatism?" In *Trends toward Corporatist Intermediation*, edited by G. Lehmbruch and P.C. Schmitter. London: Sage.
- Turner, Lowell and R. J. Wickham Hurd 2001. "Building Social Movement Unionism: The Transformation of the American Labor Movement." [Electronic version] In *Rekindling the Movement: Labor's*

Quest for Relevance in the Twenty-First Century, edited by Lowell Turner, Harry Charles Katz and Richard W. Hurd. Ithaca, NY: Cornell University Press. 9-26.

Waterman, Peter 1993. "Social-Movement Unionism: A New Union Model for a New World Order?" *Review* (Fernand Braudel Center) 16(3) : 245-278.

——— 2012. "An Emancipatory Global Labour Studies Is Necessary!: On Rethinking the Global Labour Movement in the Hour of Furnaces." IISH-Research Paper 49. International Institute for Social History.

Zweig, Michael 2014. "Working for Global Justice in the New Labor Movement." *Journal of Labor and Society* 17(2) : 261-281.

付表1 新興4か国の人口等指標

国	人口 (人)			出生率 (人)		出生時平均余命(年)			5歳未満乳幼児死亡率(人)	
	1980年	2019年	この間の年平均成長率	1980年	2018年	1980年	2018年	この間の伸び	1980年	2019年
南アフリカ	28,556,769	58,558,270	1.86%	5.0	2.4	58.1	63.9	5.8 年	92.2	34.5
ブラジル	120,694,009	211,049,527	1.44%	4.0	1.7	62.6	75.7	13.0 年	96.1	13.9
インド	698,952,844	1,366,417,750	1.73%	4.8	2.2	53.8	69.4	15.6 年	167.9	36.3
中国	981,235,000	1,397,715,000	0.91%	2.6	1.7	66.8	76.7	9.9 年	62.2	7.9
(参)日本	116,782,000	126,264,931	0.20%	1.8	1.4	76.1	84.2	8.1 年	9.9	2.5

(出所)世界銀行サイト(<http://www.worldbank.org/ja/news/feature/2014/03/27/open-data-health>)より、筆者作成(2020年10月12日閲覧)。

(注)(1)5歳未満乳幼児死亡率は、1000人当たりの人数。

(2)人口の年平均成長率は表掲載数値(1980~2019年)から筆者算出。

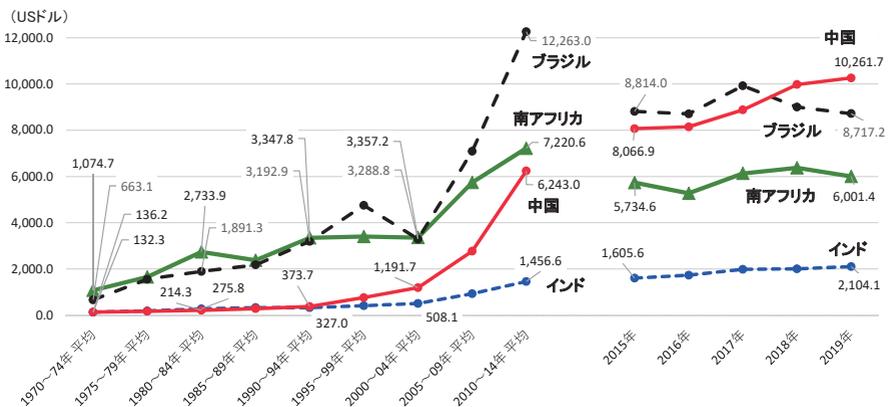
付表2 新興4か国の名目GDP(国内総生産)の推移 (単位:US億ドル)

	1980年	1990年	2000年	2010年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	1980~2019年の伸び	同年平均成長率
南アフリカ	830	1,156	1,364	3,753	3,176	2,964	3,496	3,683	3,514	4.2倍	3.8%
ブラジル	2,350	4,620	6,554	22,089	18,022	17,957	20,628	18,855	18,398	7.8倍	5.4%
インド	1,863	3,210	4,684	16,756	21,036	22,948	26,528	27,132	28,751	15.4倍	7.3%
中国	1,911	3,609	12,113	60,872	110,616	112,333	123,104	138,948	143,429	75.0倍	11.7%
(参)日本	11,054	31,328	48,875	57,001	43,895	49,225	48,669	49,548	50,818	4.6倍	4.0%

(出所)世界銀行サイト(<http://www.worldbank.org/ja/news/feature/2014/03/24/open-data-economy>)より、筆者作成(2020年10月13日閲覧)。

(注)1980~2019年の伸びおよびその間の年平均成長率は筆者算出。

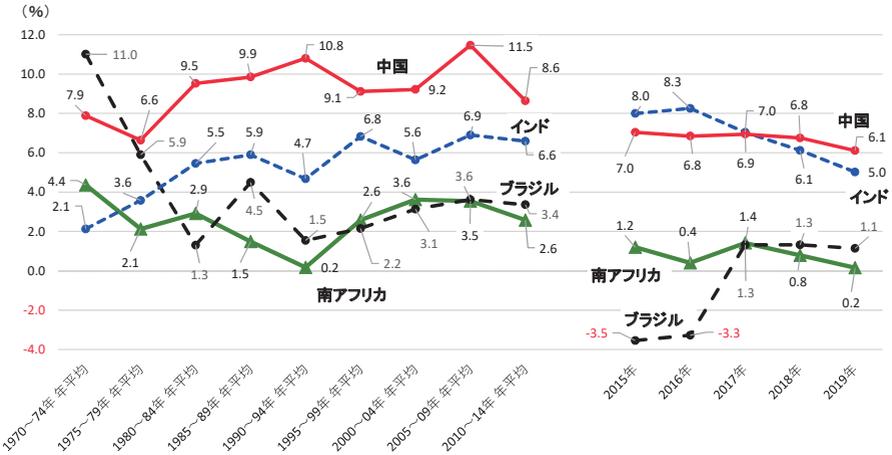
付図1 新興4か国の1人当たりGDPの推移(名目,米ドル)



(出所)世界銀行サイト(<http://www.worldbank.org/ja/news/feature/2014/03/24/open-data-economy>)より、筆者作成(2020年10月23日閲覧)。

(注)図左 1970年から2014年の各期間における年平均は元データを用いた筆者算出の加算平均。

付図2 新興4か国のGDP成長率の推移

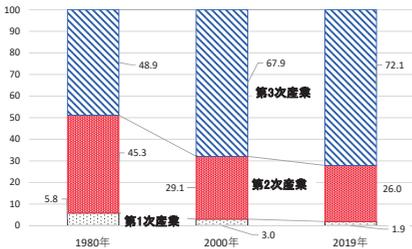


(出所) 付表2に同じ。

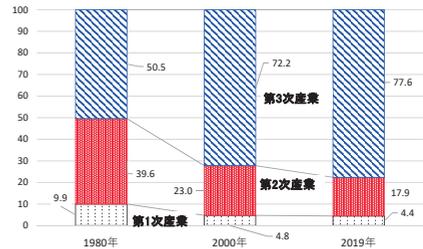
(注) 図左 1970年から2014年の各期間における年平均実質成長率は筆者算出。

付図3 新興4か国の産業別GDP付加価値構成比

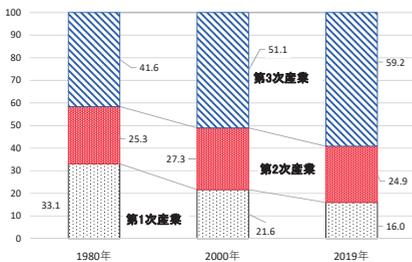
(1) 南アフリカの産業別GDP付加価値構成比 (%)



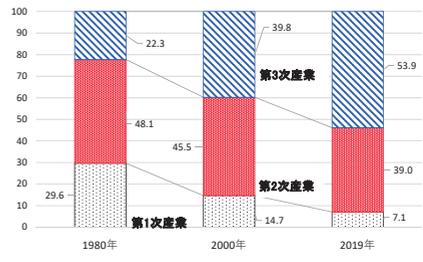
(2) ブラジルの産業別GDP付加価値構成比 (%)



(3) インドの産業別GDP付加価値構成比 (%)



(4) 中国の産業別GDP付加価値構成比 (%)

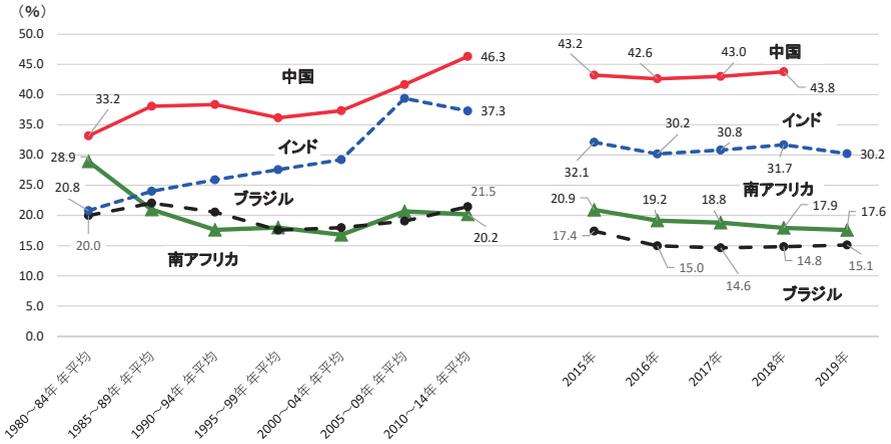


(出所) 付表2に同じ。

(注) 第1次産業は農業、林業、漁業。第2次産業は建設業を含む。

第3次産業は第1次、第2次産業の残差として算出。

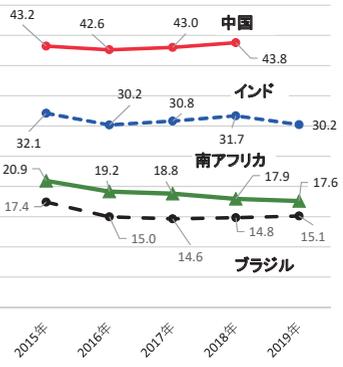
付図4 新興4か国の総資本形成 対GDP比



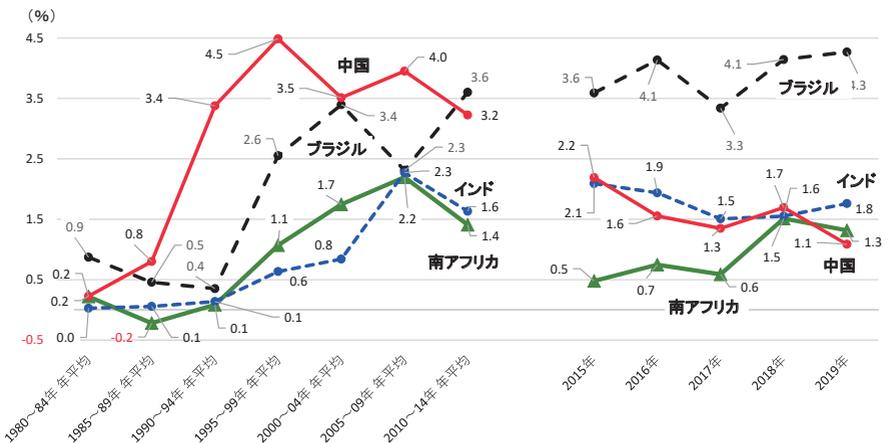
(出所) 付表2に同じ。

(注) (1) 図左 1980年から2014年の各期間における年平均は元データを用いた筆者算出の加算平均。

(2) 中国の数値は2018年までである。

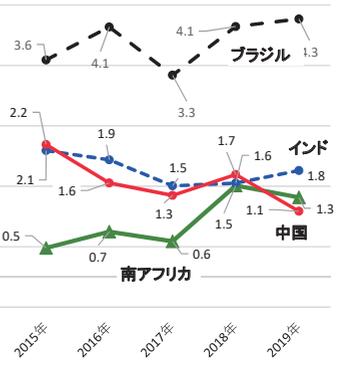


付図5 新興4か国への外国直接投資(FDI)純流入 対GDP比



(出所) 付表2に同じ。

(注) 図左 1980年から2014年の各期間における年平均は元データを用いた筆者算出の加算平均。



付表3 新興4か国の消費者物価上昇率

(%)

	1980～ 84年 平均	1985～ 89年 平均	1990～ 94年 平均	1995～ 99年 平均	2000～ 04年 平均	2005～ 09年 平均	2010～ 14年 平均	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2000～ 19年の 加算平均
南アフリカ	13.5	15.7	12.4	7.3	5.1	5.8	5.3	4.5	6.6	5.2	4.5	4.1	5.3
ブラジル	132.4	532.3	1667.2	19.3	8.7	5.1	5.9	9.0	8.7	3.4	3.7	3.7	6.4
インド	10.5	7.9	10.2	8.9	3.9	7.1	9.5	5.9	4.9	2.5	4.9	7.7	6.4
中国	-	14.8	10.4	5.1	1.1	2.7	3.2	1.4	2.0	1.6	2.1	2.9	2.2

(出所)付表2に同じ。

(注) (1)ブラジルは1981年以降、中国は1987年以降の平均値。

(2)各年代「平均」および「2000年以降の加算平均」は筆者算出の加算平均。

付表4 新興4か国の識字率および中等教育粗就学率

(%)

国		識字率		中等教育 粗就学率		
		1980年 ⁽¹⁾	2018年 ⁽²⁾	1980年	2002年	2017年 ⁽³⁾
南アフリカ	15歳以上	76.2	87.0	-	82.5	104.7
	15～24歳	85.2	95.3	-	82.5	104.7
ブラジル	15歳以上	74.6	93.2	-	110.0	100.8
	15～24歳	83.9	99.2	-	110.0	100.8
インド	15歳以上	40.8	74.4	28.9	47.1	73.5
	15～24歳	53.8	91.7	28.9	47.1	73.5
中国	15歳以上	65.5	96.8	43.2	60.3	88.2
	15～24歳	88.8	99.8	43.2	60.3	88.2

(出所)世界銀行サイト(<http://www.worldbank.org/ja/news/feature/2014/03/28/open-data-education>)より、筆者作成(2020年10月13日閲覧)。

(注) (1)インドは1981年、中国は1982年の識字率。

(2)南アフリカは2017年の識字率。

(3)中国は2010年の粗就学率。

(4)「-」は元数値未掲載。

付表5 新興4か国の貧困状況 (%)

	各国の基準による貧困線 以下の人口比(年次)	国際貧困線による貧困率		
		1日当たり 1.9ドル以下	1日当たり 3.2ドル以下	(年次)
南アフリカ	55.5 (2014年)	18.9	37.6	(2014年)
ブラジル	-	4.4	9.2	(2018年)
インド	21.9 (2011年)	21.2	60.4	(2011年)
中国	1.7 (2018年)	0.5	5.4	(2016年)

(出所)世界銀行サイト (<http://wdi.worldbank.org/table>) 掲載数値より、筆者作成(2020年10月13日閲覧)。

(注)「-」は元数値未掲載。

付表6 新興4か国におけるジニ係数, および 消費・支出不平等について (%)

	ジニ係数	消費/支出比率			
		下位10%	下位20%	上位20%	上位10%
南アフリカ (2014年)	0.63	0.9	2.4	68.2	50.5
ブラジル (2018年)	0.54	1.0	3.1	58.4	42.5
インド (2011年)	0.38	3.3	7.7	46.2	31.7
中国 (2016年)	0.39	2.7	6.5	45.3	29.3
(参)日本 (2013年)	0.33	2.9	7.7	41.1	26.4

(出所)付表5に同じ。

(注)インドのジニ係数は所得からではなく消費から計算した数値であるため、注意が必要である。所得から計算すると、0.5前後あるいはそれ以上になるという指摘がある(※ 京都大学の藤田幸一氏よりご教示いただいた)。

